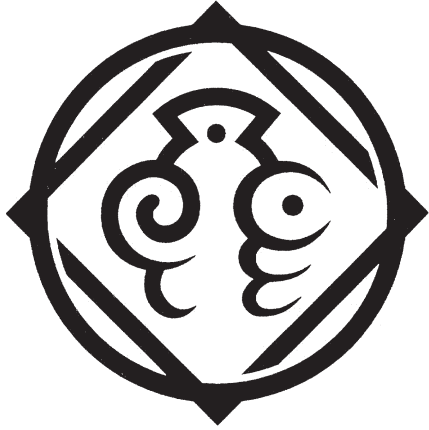


市章（大正4年7月26日告示）



市章の由来

旧藩時代に因伯の印として使用された \diamond の中に小篆（漢字の書体の一種）の「鳥」の字を組み入れたものを、大正4年7月に鳥取市の市章として決めました。○は文を、◇は武を意味したものだと言われ、組み合わせて鳥取市の発展を表現したものです。

鳥取市民憲章（平成21年10月1日制定）

鳥取砂丘をのぞみ千代川がながれる歴史あるふるさと鳥取市。

わたくしたち鳥取市民は、このめぐまれた自然と因幡の伝統文化を誇りとし、未来に向けて心ゆたかに生きるため、ここに憲章をさだめます。

- 1 笑顔で親切、明るいまちをつくれます
- 1 礼儀正しく、さわやかなまちをつくれます
- 1 力をあわせ、元気あふれるまちをつくれます
- 1 自然を愛し、美しいまちをつくれます
- 1 郷土に誇りをもち、心ゆたかなまちをつくれます

* 市制施行120周年並びに合併5周年を記念して、新しい市民憲章を制定しました。

市民憲章は、鳥取市民一人ひとりが、主体的かつ実践的によりよいまちづくりを行うための「行動規範」「道しるべ」となるものです。

都 市 宣 言

●世界平和都市宣言に関する決議（昭和33年3月29日制定）

鳥取市は、日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、全世界の人々とともに恒久平和確立のために邁進することを宣言する。

●交通安全都市宣言（昭和37年3月26日制定）

鳥取市は、最近とみに激増しつつある交通事故の惨状を深く憂い、人間愛による公德心の高揚をはかり、強力なる諸施策を推進し、もって交通禍の絶滅を期し、交通安全都市実現のため邁進する。

●暴力追放都市宣言（昭和38年10月11日制定）

鳥取市は、組織的かつ凶悪なる暴力事件が続発しつつある現今の世相に鑑み、暴力なき平和な都市の建設が市民生活安定の基盤であることの認識をあらたにし、ここに暴力排除のための強力なる施策を講じ、暴力追放都市実現のため総力をあげて邁進する。

●飲酒運転追放都市宣言（昭和47年9月22日制定）

近年わが国における経済の高度成長は、国民の生活水準の向上をもたらした反面、そのひずみもまた社会生活の各般にあらわれつつある。わけても車両の急速な増加は、痛ましい交通事故の激増に拍車をかけ、国民の尊い生命を奪い、傷つけ、日常生活を不安に陥れている。

この交通事故の発生原因の最たるものが、交通三悪の中でも特に悪質な飲酒運転にあることは、まことに悲しむべき事態である。人命を軽視し、都市機能を著しく低下させ、平和な社会に悪影響を及ぼすことは、もはやこれ以上看過することはできない。

鳥取市は、公德心の欠除による飲酒運転を絶滅し、もって市民の安全を確保するため、飲酒運転追放都市建設へ邁進することをここに宣言する。

●暴走族追放都市宣言（昭和56年3月24日制定）

最近における暴走族の行為は、道路交通の安全、秩序を乱し、著しく危険を生じさせているばかりでなく、善良な市民に対し、暴行、傷害など集団による凶悪犯罪化の様相を呈している。

これら心ない一部の青少年を中心とした暴走族による行為は、善良な市民生活をおびやかしており、極めて憂慮にたえないところである。

このため市民の交通安全はもとより、日常生活の安全を確保するとともに、青少年の非行化防止をはかる上から、市民一体となってこれら暴走族追放対策の推進と暴走行為をさせないための環境づくり運動を展開し、鳥取市はこれら公德心の欠如による暴走族を追放し、市民生活の安全を確保することをここに宣言する。

●非核平和都市宣言（昭和58年3月28日制定）

真の恒久平和は、人類共通の願望である。

しかるに近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の精神からも、再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

わが鳥取市は、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を鳥取市民生活の中に生かし、継承していくことが、地方自治の基本条件の一つである。

したがって、わが鳥取市は非核3原則（作らず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されることを願いつつ、あらゆる国のあらゆる核兵器もわが鳥取市内に入り、貯蔵・配備・空中輸送・核部隊の通過を拒否するとともに、核保有国に対し、核兵器の廃絶を全世界に向かって訴える。

●人権尊重都市宣言（昭和62年6月22日制定）

近年、全国的に社会意識や道徳心、さらに人権の尊重精神等に大きな変化が生じ社会的な課題となっている。

鳥取市は、市民憲章の精神を基調に豊かな市民性の涵養に鋭意配慮してきたところであるが、21世紀を展望する今こそ、日本国憲法に示す人類普遍の原理である人間の自由、平等、幸福を求める権利等の基本的人権の尊重について、市民全体の目標とし、1人ひとりのたゆまぬ努力と叡智によってその実現を目ざし、信頼し合い、住み良い明るい都市の建設に邁進するため、鳥取市を「人権尊重都市」とする。

●福祉都市宣言（平成元年9月26日制定）

地方自治の本旨は、住民福祉の充実を図ることであり、わが鳥取市でも「心のかよう福祉のまちづくり」を市政の重要な柱として位置づけ、真剣に取り組んでいるところである。

近年の社会経済の進展により、施設・設備の面ではかなり整備がなされてきたが、総ての市民が心の満足を得るといふ点では、道なお遠しと言わざるを得ない現状である。

時あたかも本市は市制施行100周年の記念すべき年に当たり、次なる200周年へ向けて、住民と行政が手を携えて1人ひとりが真に幸せを実感できるまちを建設するために、新たな決意で取り組むべく、鳥取市を「福祉都市」とする。

●環境宣言（平成5年3月25日制定）

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生きとし生きるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住むものに調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模にまで拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていく。

健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代をはじめ、後世に禍根を残さないリサイクル社会を目指す。

我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしいまちづくり、地域づくりに取り組むことを、ここに宣言する。

●男女共同参画都市宣言（平成16年10月7日制定）

わたしたちは、美しい鳥取砂丘をはじめ山と海、清らかな水と緑に恵まれ、豊かな自然のなかで歴史と文化を育んできました。

そして、「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」の新たな歩みを始めるにあたり、すべての人びとの人権尊重と男女平等を基本理念に、市民と行政が協働して「男女共同参画都市」とすることを高らかに宣言します。

- 1 ひとりひとりの違いを認め合い、魅力ある個性と能力を発揮し、自分らしく生きられる豊かなまちをつくります。そこに男女共同参画の夢が広がります。
- 1 さまざまな立場にあるだれもが対等な構成員として、差別なくあらゆる分野に参画し、協働するまちをつくります。そこに男女共同参画の希望がうまれます。
- 1 多様な人びとが受け入れ合い、つながりあって共生する社会をめざし、優しさと潤いのあるまちをつくります。そこに男女共同参画の未来がひらけます。
- 1 家庭や職場、地域などにおいて、性別による不平等な意識と慣習・制度をなくし、みんなが支え合い協力するまちをつくります。ここに男女共同参画の社会が育まれます。
- 1 子どもも大人も、だれもが健康で安心して暮らせる平和・人権・福祉・環境を大切にしたいまちをつくります。そして、わたしたちは、ここ鳥取から男女共同参画のまちづくりを発信します。

市の木（平成17年11月1日制定）



サザンカ

昭和18年の大地震、昭和27年の大火災で市街地のほとんどを失った鳥取市に緑を取り戻そうと、昭和43年5月2日に「鳥取市の木」とされたサザンカは、年間を通じてまちを緑で潤し、山陰の厳しい冬に花を咲かせるなど、鳥取市を代表するにふさわしい木として合併後の鳥取市に引き継がれました。

市の花（平成17年11月1日制定）



らっきょうの花

鳥取市が全国に誇る「鳥取砂丘」において、10月から11月初旬にかけて砂の畑を赤紫に覆う「らっきょうの花」は、新しい鳥取市を代表するにふさわしい花として鳥取市の花となりました。

らっきょうは、中国原産のユリ科の多年草で、江戸時代の参勤交代の折に持ち帰られたのが伝わった最初であるとされ、今では、鳥取市を代表する特産品のひとつとなっています。

市の鳥（平成19年10月1日制定）



オオルリ

鳥取市の「鳥取」の名が大和朝廷の「鳥取部（ととりべ）」に由来する本市は、シンボルとなる市の鳥を制定しました。

日本の三鳴鳥といわれる美声をもち、コバルトブルーの姿が、鳥取の海と空の青さを連想させる「オオルリ」は、市の自然の豊かさを表し、また、青い鳥は幸せを運ぶとされるため、市民の幸せと市勢発展の希望が込められています。

議 会	1
総 務	7
人 権 政 策	47
企 画 推 進	53
福 祉 保 健	81
健 康 子 育 て	113
経 済 観 光	133
農 林 水 産	159
都 市 整 備	185
環 境 下 水 道	209
教 育 委 員 会	225
行 政 委 員 会	287
病 院	291
水 道	295
一 部 事 務 組 合	301
出 資 法 人 等	309

目 次

議 会

市 議 会（市議会事務局）	1
---------------	---

総 務

市 の 沿 革（総務課）	7
人 口（総務課）	10
特 例 市（総務課）	11
情報公開制度（総務課）	12
個人情報保護制度（総務課）	14
社会保障・税番号制度（総務課）	16
平成26年度予算の概要（行財政改革課）	17
行財政改革（行財政改革課）	21
指定管理者制度（行財政改革課）	22
組 織（職員課）	24
職 員 給 料（職員課）	29
市 庁 舎（財産経営課）	31
庁舎整備の推進（庁舎整備局）	32
広 告 事 業（財産経営課）	33
財 産 区（財産経営課）	34
ファミリーマネジメント推進（財産経営課）	34
地籍調査事業（財産経営課）	35
建設業者格付・入札（検査契約課）	35
危機管理対策（防災調整監）	36
住 民 事 務（市民課）	39
市 税（総務調整監）	42
情 報 政 策（情報政策室）	44

人 権 政 策

人権推進施策（人権推進課）	47
男女共同参画施策（男女共同参画室）	49

企 画 推 進

市政の立案・総合調整（企画調整課）	53
総 合 計 画（企画調整課）	55
姉 妹 都 市（海外）（企画調整課）	56
姉 妹 都 市（国内）（企画調整課）	57
鳥取市国際交流プラザ（企画調整課）	57
人材誘致・定住対策促進事業（中山間地域振興課）	58
特色あるまちづくりの推進（中山間地域振興課）	61
中山間地域の振興（中山間地域振興課）	61
合併後の地域調整（中山間地域振興課）	63
広 報（広報室）	64
新市域の振興（新市域振興監）	65
協働のまちづくり（協働推進課）	67
自治会支援（協働推進課）	67
市民活動、市民運動（協働推進課）	68
交通安全対策（協働推進課）	69
コミュニティ育成・補助（協働推進課）	70
地域コミュニティ（協働推進課）	71
地区公民館の管理・運営等（協働推進課）	72
広 聴（市民総合相談課）	72
市民総合相談（市民総合相談課）	74

消費生活対策（市民総合相談課）	75
公益通報者保護（市民総合相談課）	75
総合案内（市民総合相談課）	75
文化振興（文化芸術推進課）	76
鳥取市民会館	77
わらべ館	78
城下町とっとり交流館「高砂屋」	80
福祉保健	
福祉施設	81
高齢者福祉（高齢社会課）	82
介護保険（高齢社会課）	88
鳥取市老人福祉施設整備状況一覧表	92
生活保護（生活福祉課）	102
障がい者福祉（障がい福祉課）	103
自立支援給付（障がい福祉課）	103
障がい児通所支援事業（障がい福祉課）	105
地域生活支援事業（障がい福祉課）	106
その他支援事業（障がい福祉課）	106
障がい者福祉週間（障がい福祉課）	107
避難行動要支援者支援制度（障がい福祉課）	107
国民健康保険（保険年金課）	107
国民年金（保険年金課）	110
特別医療費助成事業（保険年金課）	110
未熟児養育医療（保険年金課）	111
後期高齢者医療制度（保険年金課）	112
健康子育て	
児童福祉（児童家庭課）	113
児童福祉施設（児童家庭課）	115
幼児教育（児童家庭課）	117
ひとり親家庭福祉（児童家庭課）	118
私立幼稚園助成（児童家庭課）	118
鳥取市内児童遊園地（児童家庭課）	119
養育支援並びに児童虐待の防止及び対応（こども発達・家庭支援センター）	119
児童の発達に関する相談及び支援（こども発達・家庭支援センター）	121
児童発達支援センター若草学園（こども発達・家庭支援センター）	122
保健事業一覧（中央保健センター、保健医療福祉連携課）	123
母子保健事業（中央保健センター）	124
成人保健事業（中央保健センター、保健医療福祉連携課）	127
予防接種事業（中央保健センター）	129
栄養改善事業（中央保健センター）	130
経済観光	
経済・雇用対策（経済・雇用戦略課）	133
産学官連携（経済・雇用戦略課）	140
地場産業の振興（経済・雇用戦略課）	141
企業振興（企業立地・支援課）	144
鳥取砂丘の活性化及び山陰海岸ジオパーク推進の取り組み（鳥取砂丘・ジオパーク推進課）	146
観光活動（観光コンベンション推進課）	150
観光宣伝推進（観光コンベンション推進課）	151
観光産業育成支援（観光コンベンション推進課）	152
観光施設管理（観光コンベンション推進課、鳥取砂丘・ジオパーク推進課）	155
農林水産	
農業振興（農業振興課）	159

林業（林務水産課）	170
水産業（林務水産課）	175
農業農村整備事業（農村整備課）	177
簡易水道事業（農村整備課）	183
都市整備	
高速道路建設促進（都市企画課）	185
都市計画（都市企画課）	186
景観形成（都市企画課）	188
交通政策（交通政策課）	189
中心市街地（中心市街地整備課）	192
土地区画整理（都市環境課）	194
都市公園（都市環境課）	195
公営駐車場（都市環境課）	197
河川（都市環境課）	197
堰ダム建設事業（都市環境課）	198
道路の現況（道路課）	199
除雪（道路課）	199
防犯灯（道路課）	200
建築確認（建築指導課）	200
宅地開発指導（建築指導課）	202
住宅（建築住宅課）	202
環境下水道	
生活環境業務（生活環境課）	209
下水道の前身（下水道企画課）	215
公共下水道の沿革（下水道企画課）	215
下水道事業の概要（下水道企画課）	216
財政（下水道企画課）	218
受益者負担金（下水道経営課）	218
下水道使用料（下水道経営課）	218
下水道利用促進対策（下水道経営課）	219
浄化槽設置（下水道経営課）	219
資源の有効活用（下水道企画課）	219
集落排水事業等（下水道企画課）	220
水質検査の実施（下水道管理室）	224
教育委員会	
教育委員会	225
教育機関等施設	226
平成25年度教育行政重点施策	227
児童生徒数・学級数	228
小・中学校の通学区域	231
就学奨励	234
放課後児童対策	234
生徒指導対策	236
中学校卒業生の進路状況	237
学校給食	237
体育施設	242
体育団体	249
鳥取市社会教育委員・公民館運営審議会委員	252
青少年教育	253
成人教育	253
公民館	254
生涯学習センター	258

文化センター	258
視聴覚ライブラリー	259
鳥取市立図書館	259
勤労青少年ホーム	264
少年愛護センター	265
サイクリングターミナル砂丘の家	267
鳥取市さじアストロパーク	267
指定文化財一覧	269
鳥取市歴史博物館「やまびこ館」	278
仁風閣及び宝扇庵	279
鳥取市因幡万葉歴史館	281
鳥取市あおや郷土館	282
鳥取市青谷上寺地遺跡展示館	283
鳥取市立歴史民俗資料館	284
人権教育	285
行政委員会	
選挙管理委員会	287
監査委員	288
公平委員会	289
農業委員会	290
病 院	
市立病院	291
水 道	
水道事業の概要（水道局）	295
工業用水道事業の概要（水道局）	300
一部事務組合	
鳥取県東部広域行政管理組合	301
鳥取県東部広域行政管理組合の施設概要	304
出資法人等	
鳥取市土地開発公社	309
公益財団法人鳥取市環境事業公社	310
公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会	312
公益財団法人鳥取市人権情報センター	314
一般財団法人鳥取市教育福祉振興会	315
公益財団法人鳥取市文化財団	318
一般財団法人鳥取開発公社	320
株式会社鳥取鮮魚卸売市場	323
公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館	323
財団法人鳥取県東部環境管理公社	324
一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター	327
一般財団法人鳥取市農業公社	328
一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団	330
株式会社さじ式拾壹	332
有限会社かみんぐさじ	333
株式会社ふるさと鹿野	334
公益財団法人鳥取市学校給食会	335
株式会社鳥取テレトピア	336
有限会社グリーンもちがせ	336
公立学校法人鳥取環境大学	338
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	341
社会福祉法人鳥取福祉会	345
公益社団法人シルバー人材センター	347